

会則

第1条（名称）本ジムはキックボクシング&フィットネスOZと称します。（以下「OZジム」と記します）

第2条（運営主体）キックボクシング&フィットネスOZはオゾンクリーン株式会社（以下「当社」と記します）が管理運営の主体となります。

第3条（目的）OZジムは会員が店舗内各施設を利用することによって、お客様が追求する健康および美容の維持、増進を図ることを目的とします。

第4条（会員制度）

1. OZジムは会員制とします。
2. 施設を利用する方（以下「会員」と記します）は、本会則に基づく入会契約を当社と締結するものとします。本契約は会員として在籍する期間において有効とします。
3. OZジムを利用の際に、会員は必ず当社の発行する会員証を提示するものとします。
4. OZジムの会員に属していない方に関して、本会則および施設利用約款を順守しかつ当社が規定する施設使用料の支払いをした方（以下、「ビジター」と記します）においては限定的なOZジム施設およびサービスの利用を行うことを認めます。ビジターの施設利用について、会員はこれに異議を述べないものとします。

第5条（会員およびビジターの種別および権利）

1. 会員およびビジターの種別と権利は別に定めます。
2. 当社は、必要に応じて会員およびビジターの種別を新規に設定し、または廃止することがあります。かかる場合、当社は事前に所定の方法で表示するものとし、会員およびビジターはこれに異議を述べないものとします。

第6条（利用方法）会員およびビジターはOZジムの施設利用について、施設利用約款に従うものとします。

第7条（入会資格）

1. 会員は次の各号の全部に該当する方に限ります。
 - ① 7歳以上の方。未成年者の場合、入会についてその親権者の同意のある方。
 - ② OZジム会則その他当社の定める諸規定を遵守される方。
 - ③ 暴力団または反社会的な組織の関係者でない方。
 - ④ 医師等により運動または当社が提供するサービスの利用を禁じられていない方
 - ⑤ 妊娠していない方
2. 前項の各号に該当するか否かの判断にあたっては、当社は理由を示すことなくその裁量により判断できるものとし、入会希望者はこれに異議を述べないものとします。
3. 当社はOZジムの管理もしくは秩序の維持上、会員として一般的な社会的規範の遵守もしくは良識を欠くと判断した入会希望者に関しては理由を示すことなくその入会をお断りする権限を有するものとし、入会希望者はこれに異議を述べないものとします。
4. ビジターのOZジムの利用資格においても第1項および第3項の規定に準拠します。
5. 第1項1号もしくは4号の要件を欠く方であっても、当社の判断と裁量により入会を認める場合があります。その裁定にあたっては会員、入会希望者およびビジターはこれに異議を述べないものとします。
6. 第1項6号の要件を欠く方であっても、ジム内施設の一部使用のみを認める会員種別に限り、当社の判断と裁量により入会を認める場合があります。その裁定にあたっては会員、入会希望者およびビジターはこれに異議を述べないものとします。

第8条（入会手続）

1. 会員の資格は、入会希望者が当社所定の入会申込書により手続を行い、それに伴う当社の入会承認を得たうえで、当社への指定の費用払い込みを確認したときに発生します。
2. 未成年者がOZジム入会するときは、その入会希望者の入会に同意した親権者もしくはそれに相当する成年の

方が本規約に基づく責任を本人と連帯して負うこととします。

第9条（入会費、諸会費）入会金およびそれに伴う諸費用は当社が別に定める金額とし、一旦支払われた入会金等は理由の如何を問わずこれを返還しません。

第10条（会費の決済）

1. 会員はOZジム利用にあたり当社が定める金額の会費を、当社指定の手続き方法によって当社が定める期限までに支払うものとします。
2. 会員は施設利用の有無にかかわらず、在籍する限りは指定の会費を支払わなくてはなりません。
3. 会費は月単位で生じるものとし、利用終了月までの納入済みの月会費は、理由の如何にかかわらず返還しません。
4. 会員は自分が所属している会員種別について、変更を希望する前の月の10日までに当ジムにて手続きを行った場合、当ジムはその変更を認めます。

その際に発生する差額の調整はその会員の次回の決済にて併せて行います。

5. 会費決済が行われていない会員に対して、当社は決済が完了するまで一時的にOZジムの全部または一部施設の利用を差し止めることができるもの

とし、その場合当該の会員およびその親権者はこれに異議を述べないものとします。

第11条（資格譲渡）会員はOZジムの会員資格を第三者に譲渡・貸与・質権その他の担保設定をすることはできません。

第12条（損害賠償責任）OZジムの施設利用中、会員もしくはビジターに財産上人身上その他の損害が発生した場合、当社に帰責事由なきとき当社は一切の責任を負わず、当社に帰責事由あるときは、当社に故意または重過失ある場合を除き、1件あたり10,000円を以って責任の上限とします。

第13条（会員の賠償責任）会員またはビジターがOZジム施設の利用中、本人の責により当社または第三者に損害を与えた場合、当事者がすべての責を負うものとします。会員が未成年者の場合、親権者もしくはそれに相当する成年の方もまた当事者と連帯してその責を負うこととします。

第14条（不介入）会員またはビジターが、OZジム施設の利用中に第三者とトラブルを生じた場合、当社はOZジム施設の管理者として施設管理に必要な範囲でのみ介入するものとし、当事者と第三者との間の任意交渉、仲裁、民事手続または刑事手続などにおいて、当社は協力義務等何らの義務を負わないものとし

す。

第15条（会員資格の喪失）

1. 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合、当然に会員資格を喪失します。
 - ① 退会
 - ② 除名
 - ③ 死亡（法人会員にあっては解散または破産の申し立てを行ったとき）
 - ④ 第7条に定める入会資格を欠いたとき（同条第5項または第6項により当社が裁定した要件がある場合は、当該要件を除く）
 - ⑤ 当社が営業する店舗の全部もしくは一部を閉鎖したとき
2. 前項の4号に該当するか否かの判断にあたっては、当社は理由を示すことなくその裁量により判断できるものとし、会員はこれに異議を述べないものとします。

第16条（除名）

1. 会員が次の各号のいずれかに該当する場合、当社判断でその会員をOZジムから除名することがあります。会員は除名された時点で会員の資格を喪失します。
 - ① OZジムの会則または諸規則に違反した場合。
 - ② OZジムの名誉または信用を損ねる行為を行った場合。
 - ③ OZジムの秩序を乱した場合。

- ④ 会費等諸費用の支払いを怠った場合。
- ⑤ その他当社側においてOZジムの会員としてふさわしくないと認めた場合

2. 前項の各号に該当するか否かの判断にあたっては、当社は理由を示すことなくその裁量により判断できるものとし、会員はこれに異議を述べないものとします。

第17条（退会）

1. 会員が自己都合で退会する場合はその本人（未成年者の会員の場合は親権者による代理を認めます）が希望退会月の10日までにOZジムが規定する退会手続きを完了させ、かつ契約期間までの会費等諸費用の決済を完了しなければなりません。なお10日が当ジムの休業日となります場合はその直前の営業日を退会手続きの期限とします。
2. 電話・Webメール・OZジムが規定していない書式による文書での通知による退会申し出はこれを認めません。
3. 会員は退会翌月の1日を以って会員資格を喪失するものとします。
4. 退会月の会費は、実際の利用がなくてもこれを全額支払わなければなりません。
5. 会費を3ヶ月以上滞納した場合は、退会していただきます。但し、滞納分については全額支払わなければなりません。

第18条（休業日および臨時の営業時間変更）当社は次の各号のいずれかに該当する場合、施設を休業もしくは営業時間の一時的な変更を行うことができるものとします。

1. 毎月OZジムが定める休業日
2. 年末年始、5月第1週および夏季の休業日
3. 施設の補修、保守・点検または改修をする場合
4. 当社の主催するイベントまたは従業員研修などにより当社が必要とする場合

第19条（会費等の変更）当社は、本会則に基づいて会員が負担すべき諸料金を、社会情勢の変動に基づいて変更することができます。かかる場合、当社は1ヶ月前までに当社所定の方法で表示するものとし、会員はこれに異議を述べないものとします。

第20条（諸規則の厳守）会員およびビジターは本会則、施設利用約款、および当社指導員・従業員の指示を厳守しなくてはなりません。また施設内の秩序を乱す行為をしてはなりません。

第21条（変更手続き）

1. 会員は入会申込書の記載事項に変更があった場合、速やかにOZジムに変更を届け出るものとします。
2. OZジムの会員に対する個人への通知および連絡は会員の届け出た住所またはEメールアドレスにすれば足りるものとします。

第22条（閉鎖または利用制限）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、施設の全部または一部を閉鎖または利用制限することができるものとします。

- ① 法令が制定・改廃されたとき
- ② 行政指導を受けたとき
- ③ 天災・地変その他不可抗力の事態が発生したとき
- ④ 著しい社会経済情勢の変化があるとき
- ⑤ その他やむを得ない事由があるとき

2. 前項の各号に該当するか否かの判断にあたっては、当社は理由を示すことなくその裁量により判断できるものとし、会員およびビジターはこれに異議を述べないものとします。

3. 第1項の場合において施設を閉鎖するときは、当社は損害賠償等の責任を負うことなく会員との契約を解除できるものとし、会員はこれに異議を述べないものとします。

第23条（個人情報保護）当社の保有する会員の個人情報においては、当社が別途定める個人情報保護方針に従って管理します。

第24条（会則の改訂）

1. 必要と認めた場合、当社は会則の改訂を行う場合があります。
2. 改訂された会則は当社所定の方法で表示されたときから効力を生じ、以後全会員に適用されるものとします。

第25条（合意管轄）本会則に関する裁判上の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。